## 騒音特定施設等使用届出書

年 月 日

(宛先)前橋市長

氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあっては、その代表者の氏名

群馬県の生活環境を保全する条例第65条第1項の規定により、騒音特定施設等について、次のとおり届け出ます。

工場又は事 名				※整理番号						
工場又は事業場の 所 在 地					※受付年月日			年	月	日
工場又は事業場の 事 業 内 容					※施設番号					
常時使用する 従業員数					※審査結果					
△騒音又は振動の 防 止 の 方 法		別紙のとおり。			※備 考					
特定施設の種類		施設・振 施設の別	型式	公称能力	数	<b>法田則</b>	<b>卡</b> 切	使用終了時刻		÷소미
	騒音特 定施設	振動特 定施設				使用開始即	寸刻			才多り
						時	分	E	诗	分
						時	分	F	诗	分
						時	分	E	诗	分

## 備考

- 1 特定施設の種類の欄には、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第12又は別表第13に 掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △騒音又は振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、騒音に係るものにあっては消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を、振動に係るものにあっては基礎の防振措置、防振溝の設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 騒音特定施設・振動特定施設の別の欄の記載については、該当の欄に○印を記載すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする こと。